

(仮称) 防府市手話言語条例 (案) の概要

条例の目的 (第1条)

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、
市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り
全ての市民が尊厳をもって、安心して生活することのできる共生社会を実現する。

基本理念 (第3条)

手話に対する理解の促進等は、次に掲げる事項を基本として行う。

- ・ 全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して生活することのできる共生社会の実現を目指すこと
- ・ 手話が言語であり、ろう者等が日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものであるという認識の下に行われること
- ・ ろう者等の意思疎通を図る権利が尊重されること

市の責務 (第4条)

市は、基本理念にのっとり、手話への理解促進等のため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進する。

市民等の役割 (第5条)

- ・ 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市の施策に協力するよう努める。
- ・ ろう者等は、市の施策に協力するよう努めるとともに、基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努める。

事業者の役割 (第6条)

基本理念に対する理解を深め、ろう者等が利用しやすいサービスの提供や働きやすい環境づくりに努めるとともに、市の施策に協力するよう努める。

施策の推進 (第7条)

市は、第4条の規定 (市の責務) にのっとり、次の施策を推進する。

- ① 手話に対する理解の促進及び手話の普及
- ② 手話による情報の発信・取得及び手話を使用しやすい環境の整備
- ③ 手話による意思疎通支援者の養成及び確保
- ④ 手話を学ぶ機会の確保及び手話に接する機会の提供
- ⑤ 災害等の非常時における情報の取得及び意思疎通の支援
- ⑥ その他必要な施策

◆ 市は、施策を推進するために必要があるときは、ろう者や関係者及び関係団体の意見を聴くよう努める。

事業者への支援 (第8条)

市は、ろう者等が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うよう努める。

情報通信技術の活用 (第9条)

市は、手話に関する施策に関し、情報通信の技術を活用するよう努める。